

福井県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

(日時) 令和2年4月14日(火) 15:00～

(場所) 県庁10階 総合防災センター

1 開 会

2 議 題

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

3 閉 会

福井県新型コロナウイルス感染症総合対策の概要

1 感染拡大の防止 「県民行動指針」の改定・強化

○不要不急の外出や会合・会食の自粛

- ・週末・平日夜間 ⇒ 平日の昼間も含め、終日に拡大
(人と接触する機会を極力減らすため)
- ・4月19日(日)まで ⇒ 5月6日(水)まで

○職場における感染防止対策の徹底

- ・計画的在宅勤務(テレワーク)やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを要請

○県外からの不要不急の来県の自粛を要請

- ・来訪者の感染防止対策の周知・徹底 ⇒ 来県自粛を要請

○人権・個人情報保護の徹底

- ・感染者の方やその家族、医療機関従事者に対する差別や偏見を防止

2 医療提供体制の充実・強化

○検査体制の強化

- ・ドライブスルー方式による検体採取等

○病床等の確保、患者受入体制の強化

- ・病床の確保、人工呼吸器の確保等により患者受入の拡大
- ・ホテル借り上げによる軽症者用の宿泊療養施設確保
- ・「入院コーディネートセンター」による治療の優先度に応じた入院医療機関の調整

3 経済雇用対策・生活支援対策

○事業継続・生活資金の支援

- ・経営安定資金の拡充
- ・雇用調整助成金の県独自の上乗せ支援

○収束後を見据えた取組への支援

- ・新たな調達先を開拓する中小企業(製造業)等を支援

県民行動指針 Ver2

※下線は改定箇所

4月7日に「緊急事態宣言直前」を公表した後も感染が継続し、先般は医療機関における感染も発生するなど、予断を許さない状況が続いています。これ以上の感染拡大を食い止めるため、また、大切な人の命と健康を守るため、県民のみなさまには、5月6日（水）までの間、以下のことを強くお願いいたします。

1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることをなくすため、人と接触する機会を極力減らす必要があります。

平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食（接客を伴う飲食店の利用を含む）の自粛を徹底してください。

2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には絶対に外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の家族がいる場合には、部屋や食事を別にするなど生活空間や使うものを分けたり、トイレ等の消毒を行うなど、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場（3密）を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫（整理券の配布、テイクアウトの実施など）や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

4 職場における感染防止対策を徹底する

感染拡大のリスクを減らすため、計画的在宅勤務（テレワーク）やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、手洗いの励行、マスクの着用に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂などにおける3密の回避など感染防止対策を徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止にご協力ください。

5 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医にまずは電話で相談し、受診時にはマスクを着用するなど対策をお願いします。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所にご相談ください。

6 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力するようお願いいたします。

7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往來を自粛する

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往來の自粛をお願いします。

また、県外のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。来県された方におかれては、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分にご注意いただき、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

9 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年4月14日

福井県知事 杉本 達治

福井県
新型コロナウイルス感染症
総合対策

令和2年4月14日

福井県



I 感染拡大の防止

1 「県民行動指針」の改定・延長

4月8日に策定した「県民行動指針」の内容を改定するとともに、対象期間を5月6日まで延長し、改めて感染防止への注意喚起を行う。

(別紙1-1「県民行動指針 Ver2」参照)

【主な改定内容】

- ① 不要不急の外出等の自粛を「週末、平日夜間」から「平日昼間も含めた終日」に変更
- ② 飲食店における感染が数多く発生していることから、「外出・会合の自粛」を「外出や会合・会食の自粛」に変更
- ③ 職場における感染防止対策の徹底について、下記の項目を追記
 - ・ テレワークやシフト制の導入などにより出勤する人数を減らすことを追記
 - ・ 喫煙所など職場の3密回避を追記
 - ・ 濃厚接触者が勤務する職場における社員の自宅待機等の要請を追記
- ④ 新たな項目として、電話による事前相談など医療機関の感染リスク低減に関する取組みを追加
- ⑤ 新たな項目として、県内医療機関等の全県的な感染対策への参加・協力、および医療関係者等の家族が利用する保育所、高齢者福祉施設等への協力を追加
- ⑥ 緊急事態宣言地域など他県からの来県自粛と来県者への2週間の外出自粛を追記

2 学校等における感染防止

(1) 保育所、幼稚園、こども園、放課後等デイサービス

- ・ 保護者に対し、家庭で子どもと過ごすことができる場合は、利用を控えるよう呼びかける。

(2) 小・中・高等学校

- ・ すべての県立学校を5月6日(水)まで臨時休業とし、市町教育委員会および私立学校の設置者にも同様の取組みを要請する。
- ・ カラオケボックスやライブハウスなど、感染リスクの高い娯楽施設に児童生徒が立ち入らないよう、指導の徹底について要請する。

- ・ 臨時休業中の学習を支援するため、県独自の学習動画を県教育委員会の YouTube チャンネルや県内ケーブル TV で配信する（視聴できない児童生徒に対しても視聴機会を確保）。
- ・ 高校生については、YouTube チャンネルによる学習動画の配信のほか、各学校が教科書に基づいた課題をホームページ等で提供する。
- ・ 仕事を休むことが困難な家庭の児童・生徒の受入先として、学校施設の開放や放課後児童クラブの実施について、市町教育委員会に要請する。

(3) 大学等

- ・ 大学等高等教育機関の設置者に対し、臨時休業の延長を要請する。
- ・ カラオケボックスやライブハウスなど、感染リスクの高い娯楽施設に学生が立ち入らないよう、指導の徹底を要請する。
- ・ 学習機会の確保のため、福井県立大学ではインターネットを活用した遠隔授業を実施することとしており、他の大学等高等教育機関においても同様の実施を呼びかける。

3 福祉施設における感染防止対策の徹底

- ・ 重症化しやすい方が利用する特別養護老人ホーム（106施設）や介護老人保健施設（36施設）、障がい者支援施設（27施設）、児童福祉施設（13施設（保育園除く、障害児入所施設5施設含む））等に対し、感染防止の取組状況の確認・指導を行う。
- ・ 高齢者・障がい者が入所する社会福祉施設における感染症防止対策を推進するため、不足している手指消毒用エタノール等を確保する。

4 医療機関における感染防止対策の徹底

- ・ 医療機関における院内感染防止等について、県内における感染事例も踏まえ、徹底した感染防止対策について繰り返し周知する。
 - ・ 患者の更衣室や職員の休憩所等における3密回避の徹底
 - ・ 患者用ベッド間の距離をとり、近距離・長時間の会話が発生しない環境の確保
 - ・ 外来患者の待合室では、発熱や呼吸器系症状を訴える患者と他の患者が一定の距離を保てるよう配慮
 - ・ 呼吸器系症状を訴える患者へのマスク着用の徹底
 - ・ 医療機関の入口での検温の実施
 - ・ 医療機器等のこまめな消毒の徹底
 - ・ 職員の健康管理の徹底 等

5 県庁、県有施設における取組み

(1) 県有施設の休館等

- ・ 別紙2に掲げる県有施設について、5月6日(水)まで原則として屋内施設は閉館する。開館する屋外施設についても、多数が集まる密集状態や、間近で会話や発声をする密接場面を避け、帰宅後の手洗いなど遊具等を介した感染の注意喚起等を徹底する。
- ・ 貸館を行う施設における新たな貸出を停止する。すでに予約されている方に対し、利用の中止、延期または規模縮小を要請する。

(2) 県主催のイベント・行事の中止、延期または規模縮小

- ・ 県主催イベント等について、5月6日(水)まで原則として中止、延期、規模縮小またはWEBを活用した代替開催とする。

(3) 県広報の強化

○ 総合相談窓口の設置 (別紙3)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する県民からの相談への体制を強化するため、総合相談窓口および専用ダイヤルを設置する。

○ 県民向け

- ・ 新聞等の広報媒体への掲載頻度を拡充するほか、新たにテレビCMやラジオへの生出演等による広報を行うなど、リアルタイムでの情報発信を展開する。
(新聞広告、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信、広報誌)
- ・ 今後、発症者、濃厚接触者、医療従事者等の人権に配慮した広報を強化していく。地域住民に身近なケーブルテレビ等も活用し、新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解を深め、最新情報をタイムリーに発信していく。
- ・ WEB等を活用して知事および担当部局による記者会見等を生中継し、聴覚障害者向けには手話通訳者を配置する。
- ・ 重要なお知らせや対策本部会議資料等を、随時県ホームページに掲載する。今後、文字の大きさやレイアウトの工夫などより見やすく分かりやすいホームページに刷新する。
- ・ 「県民行動指針」について、正しい理解と励行を進めるため、個人向けと事業者向けのチェックリスト(別紙1-2、1-3)を作成し、広く周知する。今後、指針の趣旨を分かりやすく伝えるコンテンツを作成し、SNSによる拡散の仕組みをつくる。
- ・ 新型コロナウイルスに係るオープンデータを公開し、これを活用した民間の独自サイトを通じて情報発信を強化する。

○ 来県者向け

- ・ JR福井駅などの特急停車駅や小松空港、SA、PA等に来県者向けの注意喚起ポスターを掲出し、県ホームページにも掲載する。

○ 在住外国人向け

- ・ 「県民行動指針」のやさしい日本語版、中国語版、英語版、ポルトガル語版、ベトナム語版を作成し、県ホームページ等に掲載する。

(4) 県庁における業務継続計画（BCP）の発動

- ・ 在宅勤務等により2班交代制の勤務とすることにより、職員の出勤を通常の半分程度に抑え、職場の密集状態を回避するとともに、感染拡大に伴う業務停止のリスク低減を図る。
- ・ 業務継続計画（BCP）の発動期間を、5月6日（水）まで延長する。

6 生活応援

(1) 企業・家庭へのマスクの供給確保対策

- ・ 県内事業所向けにマスクや消毒剤を供給できる事業者の情報を県ホームページ等で発信する。
- ・ 今後さらに、小売事業者等の協力を受け、県内全世帯に供給可能なマスクを確保し、県民が安心してマスクを購入できる仕組みを構築する。

(2) 新卒採用対策

- ・ WEB上での合同企業説明会を開催する。
- ・ 企業PR動画の掲載やWEB上での企業と学生のコミュニケーションが可能な情報サイト「291JOBS」を活用し、学生の就職活動を支援する。

(3) 自宅で過ごす時間を充実させるための情報発信

- ・ 県立文化施設が作成する動画等のコンテンツをSNSで発信するなど、自宅において、ふるさとゆかりの芸術文化に触れる機会を創出する。
(県立恐竜博物館の研究員による「どこでも恐竜博物館」、福井県ゆかりのアーティストによる演奏、県立博物館の収蔵資料に関するクイズ、明智光秀ゆかりの地情報 など)
- ・ テイクアウトやデリバリーの情報発信サイト「おうち de レストラン」の活用を呼びかけ、自宅や職場でプロの味を堪能できるキャンペーンを展開する。
- ・ 感染防止のための外出自粛・手洗いなどの呼びかけと、運動不足を解消するために自宅でできる簡単な運動やトレーニングの動画を配信する。

7 関係機関との連携

(1) 市町

- ・ 当該市町に対し、適時、感染者に係る必要な情報共有を行い、感染防止対策を全県体制で進める。
- ・ 市町の様々な媒体を活用して「県民行動指針」を周知するなど、県広報への協力を依頼する。
- ・ 施設の休館や主催イベント・行事の中止など県と同様の取組みを呼びかける。

(2) 警察

- ・ 県警察に対して、各種警察活動を通じて外出自粛の呼びかけを行うことを要請したところ、警察において、混乱に乗じた各種犯罪を防止するための取り締まりを徹底するとともに、不要不急の外出自粛を呼びかけることとしており、今後とも引き続き緊密な連携を行う。

(3) 公共交通機関

- ・ 公共交通機関に対し感染防止対策の徹底を要請する。
- ・ 利用者への感染防止対策の周知広報を依頼する。

8 今後の感染防止対策の見直し

今後の感染等の状況に応じ、適時、対策の充実・強化を図っていく。

II 医療提供体制の充実・強化

1 検査体制の強化

- ・ 行政検査を拡大するため、衛生環境研究センターにおける研究員の増員、検査機器の追加および検体搬送体制の整備により、検査体制を強化する。
- ・ 医療機関において、ドライブスルー方式の検体採取を実施する。
- ・ 検査件数の状況（PCR法による検査）

行政検査	198件/日（県衛生環境研究センター）	計 208件/日（4/14時点）
医療機関内検査	10件/日（1医療機関）	

2 病床・宿泊施設等の確保

(1) 病床の確保

- ・ 確保病床数の状況

感染症・結核病床	65床（7医療機関）	計 100床（4/14時点）
ICU	9床（2医療機関）	
一般病床	26床（2医療機関）	

- ・ 診療抑制や病棟閉鎖等により、引き続き、新型コロナウイルス感染症患者用の病床を拡大する。
- ・ 感染症患者を受け入れるための病棟確保に対する補助のほか、感染症指定医療機関の人工呼吸器等の設備整備への補助により、患者受入れの拡大を図る。

(2) 宿泊療養施設の設置

- ・ 県・市町施設の活用または民間ホテルの借上げなどにより、軽症者または無症状者のための宿泊療養施設を設置する。
- ・ 宿泊療養施設の設置に当たっては、感染症の専門家から、患者の導線の確保、食事の提供体制等に対する必要なチェックを受ける。
- ・ 宿泊療養施設の医療的ケアについては、医師による健康管理とともに、看護師が常駐する体制を確保する。さらに入所者の不安を解消するため、臨床心理士の活用などにより、心のケアを行う。
- ・ 食事の手配など運営を担当するスタッフの体制を整えるとともに、マスクや長袖ガウンなど必要な防護服を確保する。

3 患者の受入れ・搬送体制

(1) 患者の受入れ

- ・ 患者の症状等のほか、受入れ可能な医療機関の空き病床等の情報を集約・管理する「入院コーディネートセンター」を新たに設置し（4月12日）、患者の重症度に応じた適切な医療機関への入院調整を行う。
- ・ 重症者や重症化のおそれが高い患者については感染症指定医療機関へ、その他の患者については一般医療機関への受入れを基本とする。

(2) 患者の搬送

- ・ 重症患者の病床確保のため、感染症指定医療機関において症状が改善した患者は、一般医療機関や宿泊療養施設に移す。
- ・ 一方、軽症者等が重症化した場合は、感染症指定医療機関に移し、適切な医療を提供する。
- ・ 患者移送は、以下の順序によることを基本とする。

- | | | |
|---|---|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">① 保健所等が保有する移送車（現在は2台）による搬送② 各消防本部の救急車による搬送 | } |
|---|---|---|

4 衛生資材の確保

- ・ 供給がひっ迫しているマスク、フェイスシールド、ガウン、防護服および消毒用エタノール等の衛生資材について県が率先して確保する。あわせて、地元企業から優先して調達する。
- ・ 調達した衛生資材は、患者を受入れている医療機関および宿泊療養施設へ優先的に供給する。

5 保健所の体制強化

- ・ 感染者についての調査や濃厚接触者の健康観察を確実に実施し、感染拡大を防止するため、県保健師OBや本庁保健師、さらに市町保健師にも協力を求め、各保健所へ配置する。
- ・ 関係各所への依頼や通知、報告などの作成文書の増加に対応するため、事務職員を各保健所へ配置する。

Ⅲ 経済雇用対策・生活支援対策

1 事業継続・生活資金の支援

(1) 経営相談の体制強化

- ・ 資金繰り等の相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設し、中小企業・小規模事業者の経営相談に対応する。

(2) 専門家派遣の支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症により経営面で影響を受けている小規模事業者を対象に、商工会・商工会議所が行う中小企業診断士等の専門家の無料派遣（3回まで）を支援する。

(3) テレワーク（在宅勤務）の導入推進

- ・ 新たにテレワークを導入し、利用者が出た事業主に奨励金を支給する。
（20万円、主にテレワークを行う常用労働者の新規雇用は40万円）
- ・ ふくい産業支援センターの総合相談窓口において、IT分野に強みを持つ中小企業診断士が個別の事業にあわせ、テレワークの導入に関する相談業務を実施する。（月2回）

(4) 公共料金の支払い猶予

- ・ 県の工業用水・下水使用料について、3月使用分から納期限の延長（最大3か月）を実施する。

(5) 県税の納税猶予

- ・ 自動車税、個人事業税、法人県民税、法人事業税などの県税の納付が困難な方について、最長1年、延滞金・担保なしで納税を猶予する。

(6) テナント賃料の猶予等の要請

- ・ 不動産関連団体を通じて、賃料の支払いが困難なテナントに対して、不動産所有者が支払い猶予に応じるなど、柔軟な対応を要請する。

(7) 資金繰り対策

- ・ 経営安定資金の融資枠を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響で売上等が20%以上減少した中小企業者の資金繰りを支援する。

〔	経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）	〕
	融資枠 500億円	
	保証料 全額補給	

(8) 雇用の確保・維持対策

- ・ 国の雇用調整助成金等の対象となる従業員に加え、休業した事業主や役員（常勤）も対象として、県独自の助成金を上乗せ支給する「県雇用維持緊急助成金」を創設し、事業活動の縮小や事業所の閉鎖等を余儀なくされた事業者を支援する。（1事業者当たり上限200万円）

(9) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者等の雇用対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方や、民間企業等の内定を取り消された方を対象として、県職員の代替となる臨時的任用職員を20名程度採用する。（4月中旬に募集、5月下旬採用予定）

(10) 販路確保等の応援強化

① テイクアウト・デリバリーへの参入支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症により売上が減少している飲食業や宿泊業を営む小規模事業者が、新たにテイクアウトやデリバリーに取り組むための初期費用を支援する。

② 越境ECへの参入支援

- ・ 海外に渡航しての商談や営業、販売活動が困難になっていることから、越境ECモール「豌豆公主（ワンドウ）」内の特設ページ「福井館」への参加費用の免除や出品経費の助成など、中国の消費者向け越境ECに新規参入する県内企業を支援する。

(11) 農林水産業における業務継続を支援

- ・ 農家等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても営農活動等を継続させるため、地域の関係者が連携し、必要な作業に従事する代替要員を派遣する体制を構築する。

（作業に従事した代替要員への謝金 8千円/日、4千円/4時間未満）

(12) 観光農園の販路を支援

- ・ 市場出荷等へ販路変更を余儀なくされた農家に対し、資材やパック詰め作業等の掛かり増し経費について支援する。

（県定額 1パック当たり30円）

(13) 家庭に対する応援

① 生活福祉資金の貸付

- ・ 休業、失業等のため収入が減少する方に対し、緊急小口資金の貸付上限額を引上げるなど安定的な資金貸付を実施する。

緊急小口資金（一時的な資金）		
貸付上限	10万円	→ 20万円
償還期間	12月以内	→ 2年以内
総合支援資金（生活支援費）		
据置期間	6月以内	→ 1年以内
貸付利子（保証人なし）	年1.5%	→ 無利子

② 生活資金の支援

- ・ 臨時休校した小学校等に通う子どもの世話等のために、休暇取得もしくは欠勤を余儀なくされた従業員に対して生活資金を融資する。

勤労者ライフプラン資金貸付金	
貸付限度	100万円
貸付期間	5年以内
貸付利率	5年以内1.1%（別途保証料0.6%）
担保等	無担保（連帯保証人と信用保証機関による保証が必要）

2 収束後を見据えた取り組みへの支援

(1) 特別在職者訓練の実施

- ・ 一時的に企業活動の縮小を余儀なくされた企業が、従業員のスキルアップを図るため、国の雇用調整助成金の特例措置を活用して行う教育訓練を無料で実施する。

（雇用調整助成金では、教育訓練を実施した場合には貸金助成のほか、教育訓練費を加算）

(2) 販路確保等の応援強化

① 伝統工芸の原材料確保支援

- ・ 越前漆器や若狭塗、越前和紙など、伝統的工芸品を作る上で欠かせない中国からの輸入原材料が高騰した場合に備え、緊急の需要に対応する分についての調達経費を支援する。（補助率2/3）

② 海外の新規取引への支援

- ・ 従来の海外取引先企業との取引が継続困難、またはリスク軽減の観点から、新規取引先の開拓を目指す県内企業に対して、海外の新規取引先や商談相手先企業の信用調査を無料で実施する。

③ 製造業の新たな調達先の開拓支援

- ・ 中国に替わる新たな調達先を開拓する中小企業（製造業）に対して、調達先企業との海外での商談等に要する経費を支援する。（補助率1/2）

④ 部品調達・加工等のマッチング支援

- ・ 県と公益財団法人ふくい産業支援センターにおいて、専門の取引相談員を配置し、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内での部品の調達や加工先を探している発注企業と県内の優れた技術等をもつ受注企業との取引マッチングを実施する。

⑤ 補助事業の優先採択

- ・ 既存の補助制度について、新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓等に取り組む事業者を優先的に支援する。

(3) 事業継続力計画（BCP）の策定対策

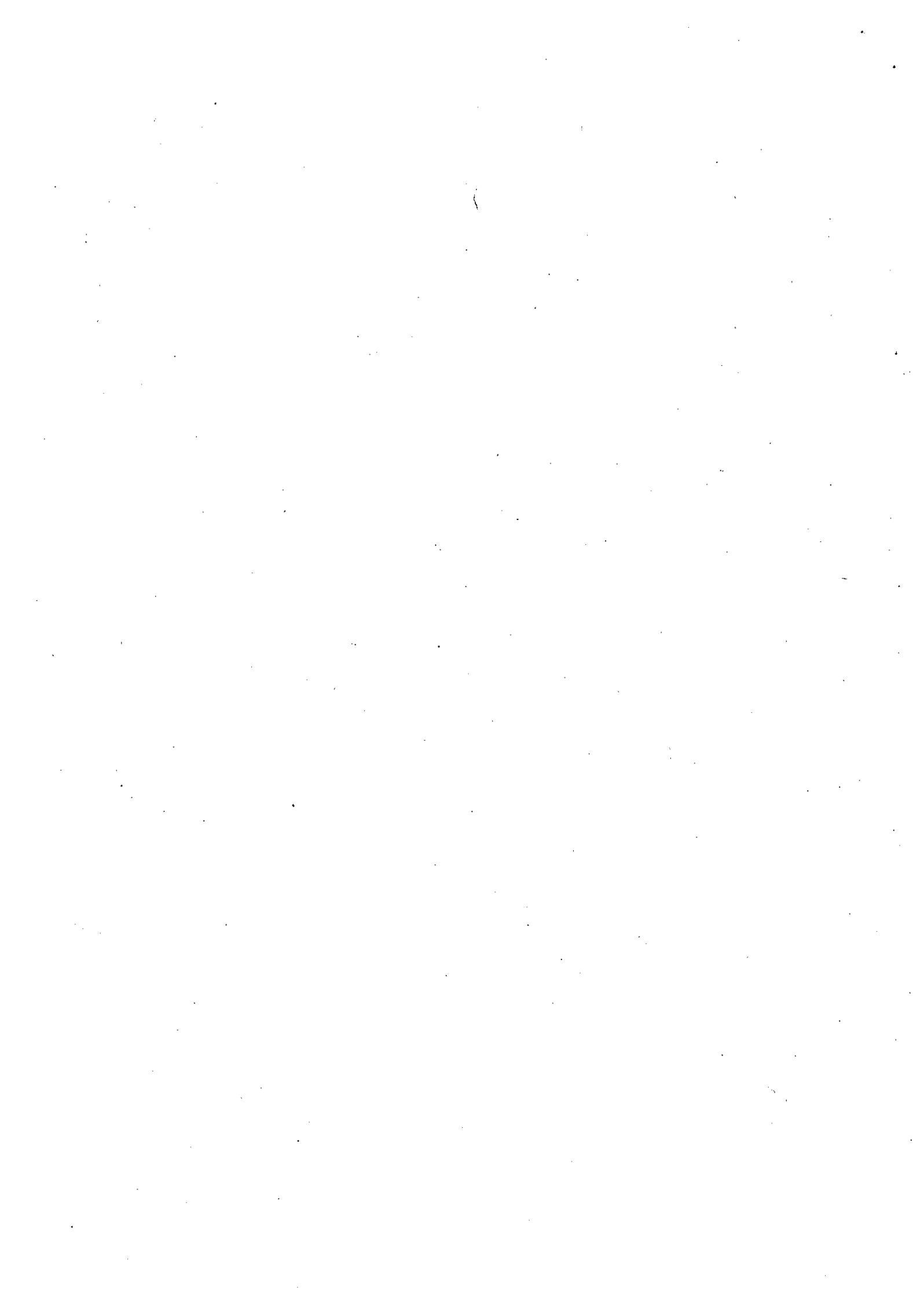
- ・ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症に加え、自然災害など、企業を取り巻く様々なリスクの拡大に対応するため、BCP対策支援資金の供給やワークショップの開催など、県内企業の事業継続力計画の策定を支援する。

(4) 県内企業が学生と接する機会の創出

- ・ 企業のPR動画掲載やWEB上で学生のコミュニケーションが可能な情報サイト「291JOBS」への登録数を増やし、学生と接する機会を創出する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束状況を見ながら、できるだけ感染リスクを抑えた方法により合同企業説明会等を開催する。

3 今後の経済雇用対策・生活支援対策の充実

国の緊急経済対策も踏まえ、小規模事業者の事業継続に向けた支援や制度融資の要件緩和など、積極的な財政支援を一層進めていく。そのうえで、収束後には、県内の景気回復に向けた対策を全力で実施していく。



県民行動指針 Ver 2

※下線は改定箇所

4月7日に「緊急事態宣言直前」を発表した後も感染が継続し、先般は医療機関における感染も発生するなど、予断を許さない状況が続いています。これ以上の感染拡大を食い止めるため、また、大切な人の命と健康を守るため、県民のみなさまには、5月6日（水）までの間、以下のことを強くお願いいたします。

1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する

症状の出ない方や症状の軽い方が無意識のうちにウイルスを拡散させることが懸念されています。知らないうちに他の方に感染させることをなくすため、人と接触する機会を極力減らす必要があります。

平日昼間も含め、終日、不要不急の外出や会合・会食（接客を伴う飲食店の利用を含む）の自粛を徹底してください。

2 感染防止対策を徹底する

発熱等の風邪症状がみられる際には絶対に外出しない、こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の家族がいる場合には、部屋や食事を別にするなど生活空間や使うものを分けたり、トイレ等の消毒を行うなど、同居家族内における感染防止対策を徹底してください。

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」を避けてください。特に感染リスクの高まる3つの条件がそろう場（3密）を徹底的に回避してください。

また、店舗等の事業者におかれましても、人が集まらないような工夫（整理券の配布、テイクアウトの実施など）や、来店時のマスク着用の呼びかけなど店舗内での感染防止対策を徹底してください。

4 職場における感染防止対策を徹底する

感染拡大のリスクを減らすため、計画的在宅勤務（テレワーク）やシフト制の導入など、出勤する人数を減らすよう働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、手洗いの励行、マスクの着用に加え、喫煙所や更衣室、社員食堂などにおける3密の回避など感染防止対策を徹底してください。

さらに、感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止にご協力ください。

5 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医にまずは電話で相談し、受診時にはマスクを着用するなど対策をお願いします。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所にご相談ください。

6 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力するようお願いいたします。

7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往來を自粛する

緊急事態宣言の対象地域など感染者が拡大している地域との不要不急の往來の自粛をお願いします。

また、県外のみなさまには、不要不急の来県の自粛をお願いします。来県された方におかれては、2週間は自宅待機するなど、ご自身の体調に十分にご注意いただき、不要不急の外出を控えるようお願いいたします。

8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する

食品、日用品、医薬品などを過剰に購入することのないよう、政府や自治体からの情報に基づき、必要な量の購入にとどめるなど、冷静に対応してください。

9 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、ご理解とご配慮をお願いします。

令和2年4月14日

福井県知事 杉本 達治

新型コロナウイルス感染拡大防止「県民行動指針」チェックリスト(県民向け)

確認日時		令和 年 月 日 時	
項目	チェック	確認事項	特記事項
1 不要不急の外出や会合・会食を自粛する			
週末の外出自粛		週末は不要不急の外出や会合・会食を自粛し、できるだけ家庭内で過ごしている。	
平日の外出自粛		平日も不要不急の外出や会合・会食を自粛している。	
2 感染防止対策を徹底する			
マスクの着用		買い物や通勤・通院時にマスク着用を徹底している。	
消毒用アルコール		外出先等において消毒用アルコール使用を徹底している。	
手洗い、うがい等		手洗い、咳エチケット、うがい等を徹底している。	
健康管理の徹底		体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、外出しない。	
家庭内での注意		家族に発熱等の症状がある場合、食事や寝る部屋を分ける、持病のある人が看病しないなど注意している。	
3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つくらない」「近づかない」			
人混みへの外出自粛		不要不急の人混みへの外出を自粛している。	
イベントの見直し		人がたくさん集まるイベント等は延期にするなど、密集場所をつくらない。	
換気の実施		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
喫煙所の利用		喫煙場所について、人が密集していない時に利用している。	
公共交通機関の利用		時差出勤など公共交通機関を利用する場合も人込みを避けている。	
車の利用		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
4 職場における感染防止対策を徹底する			
在宅勤務		職場の在宅勤務制度などを積極的に活用している。	
シフト制の導入		シフト制を活用し、一度に多くの人が出社しないようにしている。	
職場環境の見直し		職場での近距離の会話を避ける、換気をするなど環境改善に取り組んでいる。	
喫煙所・更衣室・社員食堂の利用		喫煙場所や更衣室、社員食堂について、人が密集していない時に利用している。	
会議の見直し		不要不急の会議開催の自粛や開催時の人数制限、換気など感染予防を徹底している。	
来客向けの案内		マスクの着用や消毒用アルコールの設置など職場の訪問者に対して感染拡大防止の徹底を依頼している。	
5 医療機関を受診する前に電話で相談する			
電話相談の活用		発熱や咳などの症状があるときは、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談する。	
健康福祉センターの活用		同じ症状が続く場合は、複数の医療機関を受診せずに健康福祉センターへ相談する。	
6 緊急事態宣言の対象地域など他県との往来自粛する			
往来自粛		首都圏や関西圏等との不要不急の往来自粛している。	
家族・知人の来県		家族・知人の来県の時期・必要性について、よく相談して決めている。	
感染防止対策の徹底		家族・知人の来県時には、手洗い、マスクなど感染予防対策の徹底をお願いしている。	
自宅待機		来県時には2週間自宅待機し、不要不急の外出を控える。	

項目	チェック	確認事項	特記事項
7 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する			
人込みを避ける		混雑する時間帯の買物を避けている。	
不要不急の買物		食品や日用品、医薬品などを必要以上に購入していない。	
8 人権・個人情報保護を徹底する			
個人情報の保護		患者や家族の情報やうわさをむやみに他人に広めない。	
正しい理解		感染症に対して正しく理解し、患者やその家族、医療関係者に対して偏見を持たない。	

新型コロナウイルス感染拡大防止「県民行動指針」チェックリスト(事業者向け)

確認日時	令和 年 月 日 時	
------	------------	--

項目	チェック	確認事項	特記事項
1. 不要不急の外出や会合・会食を自粛する			
週末の外出自粛		週末は不要不急の外出や会合を自粛するよう全員に周知し、徹底を求めている。	
平日の外出自粛		平日も不要不急の外出や会合を自粛するよう全員に周知し、徹底を求めている。	
2. 感染防止対策を徹底する			
手洗い、うがい等		手洗い、咳エチケット、うがい等を全員に周知し、徹底を求めている。	
出勤前の健康管理		出勤前に体温を計測するよう全員に周知し、発熱等の症状がある場合には、出勤させない。	
入社時の健康管理		入社時等に、主員の口元の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	
清掃の実施		人がよく触れる場所について、拭き取り・消毒を行っている。	
社内での注意		発熱等の症状がある社員が判明した場合は、すみやかに帰宅させ、相談窓口に連絡するよう指示する。また、その後の状況を当該社員に逐一確認する。	
3. 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つぐらない」「近づかない」			
人混みへの外出自粛		不要不急の人混みへの外出を自粛している。	
会議・イベント・社内行事等の見直し		テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。対面での会議等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	
換気の実施		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
喫煙所の利用		喫煙場所について、人が密集しないよう利用を制限している。	
公共交通機関の利用		時差出勤など公共交通機関を利用する場合も人込みを避けている。	
車の利用		定期的に窓を開け、換気を実施している。	
4. 職場における感染防止対策を徹底する			
在宅勤務		在宅勤務・テレワークを推進している。	
シフト制の導入		シフト制を導入し、一度に多くの人が出社しないようにしている。	
超勤の縮減		長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	
職場環境の見直し		職場での近距離の会話を避ける、換気をするなど環境改善に取り組んでいる。	
会議の見直し		不要不急の会議開催の自粛や開催時の人数制限、換気など感染予防を徹底している。	
更衣室・社員食堂		更衣室、社員食堂について、人が密集しないように徹底している。	
来客向けの案内		マスクの着用や消毒用アルコールの設置など職場の訪問者に対して感染拡大防止の徹底を依頼している。	
執務室での対人距離の保持		隣の席との距離を2メートル程度保つよう工夫している。	
5. 医療機関を受診する前に電話で相談する			
電話相談の活用		発熱や咳などの症状があるときは、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談するよう社員に徹底している。	
健康福祉センターの活用		同じ症状が続く場合は、複数の医療機関を受診せずに健康福祉センターへ相談するよう社員に徹底している。	
6. 県内医療を守るために最大限協力する			
全県的な感染対策への協力		医療関係者は、県内の医療体制を守るため、全県的な感染対策に協力する。	
保育所・高齢者施設による医療関係者支援		医療体制を守るため、保育所・高齢者福祉施設において、医療関係者の家族の利用等に全面的に協力する。	

項目	チェック	確認事項	特記事項
7 緊急事態宣言の対象地域など他県との往來を自粛する			
往來の自粛		首都圏や関西圏等との不要不急の往來を自粛している。	
関係者の来県		関係者の来県の時期・必要性について、よく相談して決めている。	
感染防止対策の徹底		関係者の来県時には、手洗い、マスクなど感染予防対策の徹底をお願いしている。	
自宅待機		来県時には2週間自宅待機し、不要不急の外出を控えるようお願いしている。	
8 必要以上の買物を控えるなど冷静に行動する			
人込みを避ける		混雑する時間帯の買物を避けるよう全員に周知し、徹底を求めている。	
不要不急の買物		食品や日用品、医薬品などを必要以上に購入しないよう全員に周知し、徹底を求めている。	
9 人権・個人情報保護を徹底する			
個人情報の保護		患者や家族の情報やうわさをむやみに他人に広めないよう全員に周知し、徹底を求めている。	
正しい理解		感染症に対して正しく理解し、患者やその家族、医療関係者に対して偏見を持たないよう全員に周知し、徹底を求めている。	

閉館施設一覧（～5月6日）

1	福井県児童科学館（エンゼルランドふくい） ※
2	福井県こども家族館
3	福井県立奥越高原青少年自然の家
4	福井県立芦原青年の家
5	福井県立鯖江青年の家
6	福井県立三方青年の家
7	福井県立恐竜博物館 ※
8	福井県立こども歴史文化館
9	ふくい健康の森（けんこうスポーツセンター） ※
10	ふくい健康の森（生きがい交流センター）
11	ふくい健康の森（県民健康センター）
12	福井県総合グリーンセンター ※
13	福井県福井運動公園 ※
14	福井県福井少年運動公園（こどもの国） ※
15	福井県園芸LABOの丘 ※
16	福井県畜産試験場（なかよしとんがり牧場） ※
17	福井県内水面総合センター ※
18	福井県立図書館
19	福井県立若狭図書学習センター
20	福井県文書館
21	福井県ふるさと文学館
22	福井県立歴史博物館
23	福井県立美術館
24	福井県立若狭歴史博物館
25	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
26	山里口御門展示室
27	教育博物館
28	年縞博物館
29	福井県自然保護センター
30	福井県海浜自然センター
31	もりの学園
32	六呂師高原スキー体験施設（六呂師高原スキーパーク）
33	福井県立ライフル射撃場
34	福井県立クライミングセンター
35	福井県立艇庫
36	福井県立武道館
37	福井産業技術専門学院・福井人材開発センター
38	敦賀産業技術専門学院・敦賀人材開発センター
39	福井県若狭湾エネルギー研究センター
40	福井県すいせんの里（4/20～5/6の休館については未確定）
41	福井県乳製品加工体験等施設（ミルク工房奥越前）
42	動物愛護センター
43	テクノポート福井総合公園 ※
44	若狭総合公園 ※
45	トリムパークかなづ ※
46	丹南総合公園 ※
47	敦賀港金ヶ崎緑地 ※

※の施設については、屋外施設は開所

8

新型コロナウイルス感染症に関する県内の各種相談窓口一覧

分野	相談内容・支援内容など	担当部署・窓口	連絡先 (電話番号)
総合	総合相談電話窓口	広報広聴課 ※ ご相談内容により、適切な相談窓口を紹介します	0776-20-0250
感染症	【帰国者・接触者相談センター】 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談、 発熱や咳などの症状がある方からの相談	管轄地域 福井市	福井市保健所 0776-33-5184
		永平寺町	福井健康福祉センター (福井保健所) 0776-60-1125 0776-36-3429
		あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター (坂井保健所) 0776-73-0626 0776-73-0600
		大野市、勝山市	奥越健康福祉センター (奥越保健所) 0779-64-5774 0779-66-2076
		鯖江市、越前市、越前町、 南越前町、池田町	丹南健康福祉センター (丹南保健所) 0778-51-0034
		敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)	二州健康福祉センター (二州保健所) 0770-22-3735 0770-22-3747
		小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町(旧上中町)	若狭健康福祉センター (若狭保健所) 0770-52-1483 0770-52-1300
企業	【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】 中小企業・小規模事業者の資金繰り等に 関すること	産業政策課 ※ 各商工会議所、商工会連合会等でも相談窓口を開設しています	0776-20-0373
農林漁業者	農林漁業者の資金繰り等に関すること	農業 園芸振興課 ※ 各農林総合事務所、嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0427
		水産業 水産課 ※ 嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0437
		林業 県産材活用課 ※ 各農林総合事務所、嶺南振興局でも相談を受け付けます	0776-20-0448
税金	県税の納税等に関すること	管轄地域 嶺北地域	福井県税事務所 0776-21-0011 ~0015
		嶺南地域	嶺南振興局税務部 0770-56-2222
福祉	【新型コロナウイルス感染症ホットライン】 高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設の 利用者・家族への施設利用に係る不安等に 対する相談	長寿福祉課、障がい福祉課、子ども家庭課	0776-20-0712

※ その他の相談窓口については、福井県HPのトップページまたは下記URLからご覧いただけます。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouho/navi_d/fil/madoguchi.pdf



令和2年4月14日

福井県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策を総合的かつ専門的に推進することを目的に、専門的な見地から調査・意見をすることを目的とする。

2 委員

岩崎 博道	福井大学医学部教授
池端 幸彦	福井県医師会会長
金井 亨	金井法律事務所

3 開催日 令和2年4月14日（火）

4 今後の開催

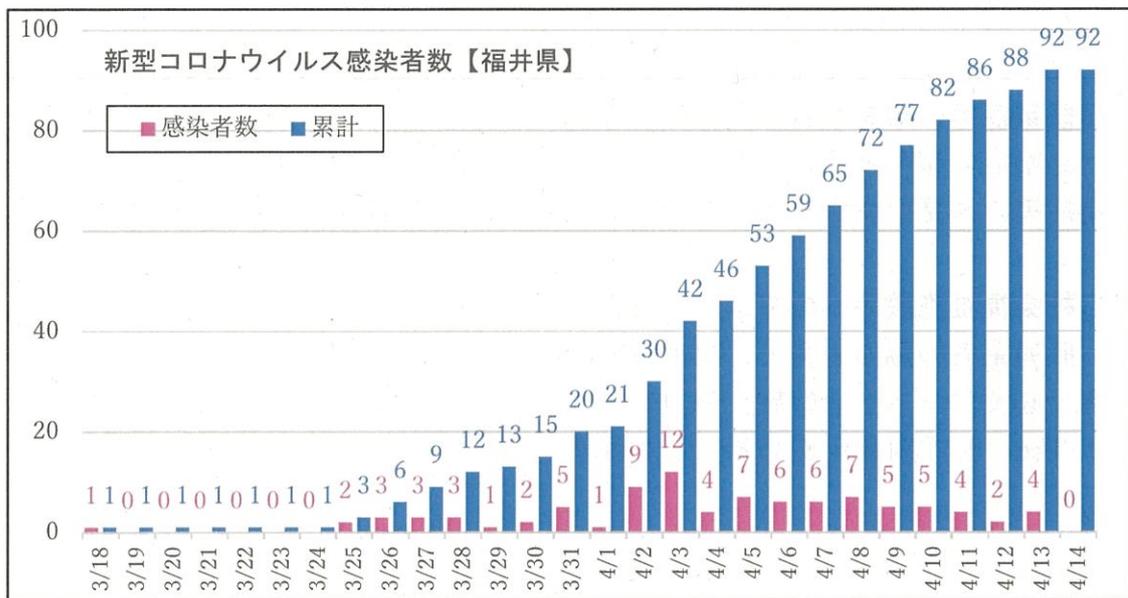
福井県新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ対策特別措置法第二十五条の規定に基づき廃止されるまでの間、随時開催

1 福井県内の感染者の状況（令和2年4月14日 12:00現在）

(1) 感染者の状況

検査件数	陽性者数累計	現在陽性者数	死亡	退院済累計
750	92	81	3	8

(2) 感染者数の推移



2 対応策

○積極的疫学調査の人員増

各保健所での積極的疫学調査に、県保健師OB、事務職員が携わっている他、市町からも応援職員（保健師）を派遣していただいている。

（県保健師OB 4/9～、事務職員 4/6～、市町保健師 4/13～）

○PCR検査体制の充実

県衛生環境研究センターでの検査を24時間体制とすることで、一日の最大可能検査件数を132件から198件まで増強。

○患者の受入体制の充実

重症患者に十分な医療を提供できるよう感染症指定医療機関等での病床の拡充。軽症患者の受入れを促進するため一般医療機関での更なる病床確保や帰国者・接触者外来の設置推進。

（4月14日現在で100床確保）

○軽症者・無症状者の宿泊療養施設の確保

公共宿泊施設やホテルなど、軽症者または無症状者を受け入れる宿泊療養施設を確保。

(福井市少年自然の家 4月5日～)

○患者の重症度に応じた適切な医療機関への入院調整

患者の症状等のほか、受入れ可能な医療機関の空き病床等の情報を集約・管理し、適切な医療機関への入院調整を行う「入院コーディネートセンター」を設置

(4月12日～)

○感染症等の知見を有する専門家の配置

感染症対策や病床確保等について専門的見地から指導助言を受けるため、感染症等の知見を有する医師を非常勤嘱託として委嘱 (4月3日～)

○社会福祉施設等へのマスクの確保

販売業者の協力を得て、社会福祉施設、保育園・放課後児童クラブ、旅館組合等で必要なマスクを斡旋。(4/14 現在で約 37 万枚)

今後、配布対象を広めることも検討中。

県内主要地の来訪者数の変化

令和2年3月7日(土)～3月13日(金) と 4月4日(土)～4月10日(金)の比較

福井駅周辺
20時～21時

59.5% 減少

福井市片町周辺
20時～21時

64.3% 減少

福井市大和田周辺
12時～13時

39.5% 減少

データ提供元：モバイル空間統計/株式会社NTTドコモ

- ・携帯電話(NTTドコモのみ)の利用者情報から来訪者数を推計し比較
- ・当該日の20～21時または12～13時に来訪者数(推計値)の1週間の平均値を比較
- ・このデータを報道する場合には、「データ提供元:モバイル空間統計/株式会社NTTドコモ」と記載すること

